

# 第四次柏崎市地域福祉計画

## 柏崎市地域福祉活動計画

(柏崎市成年後見制度利用促進基本計画)

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

概要版



令和4(2022)年3月

柏崎市

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

# はじめに

## 思いやりと支え合いのまち みんなでつくろう柏崎

この度策定いたしました「第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」の基本理念「思いやりと支え合いのまち みんなでつくろう柏崎」には、一人一人の思いやりの心と支え合いの力が、私たちの暮らしを豊かで楽しいものにするという思いを込めました。このまちには、先人が築き、守り、受け継いできた「絆」があります。地域の中で育まれた他者を思いやる「心」があります。私たちは、この地域の絆と思いやりの心を大切にしなければなりません。

本計画は、各分野別計画を横断的につなぐ、保健・福祉の総合的な計画として策定しました。この計画を通じて、誰しも、住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることができ、身近な人の笑顔に囲まれ、幸せに暮らし続けられるまちの実現を目指します。

終わりに、本計画の策定に当たり、長期にわたり多大な御尽力をいただきました柏崎市地域福祉計画推進会議の委員各位をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査などで貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4(2022)年3月 柏崎市長 **櫻井 雅浩**



イラスト制作：  
ひきこもり支援センター  
(アマ・テラス)  
利用者の作品です。

## ともに支え、ともに生きる福祉のまちづくりの推進

第三次の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が実施に移され早5年が経過しました。

この間に発生した、新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大を防止するため、人と人との距離を置かなければならなくなりました。外出や人との交わりが制限され、テレワークや在宅勤務を余儀なくされた途端、メンタルヘルス不調を訴える人が少なくなかったという事実は、私たちがコロナ禍から学ばべきものを示唆しています。コロナ前、私たちは、人に依存したり、頼ることなく生活することが自立だと考えてきましたが、コロナ禍の生活を通じて、実は他者に依存できたり、頼ったりできる状態の上に「自立」が成り立っていることに気付かされた思いがします。

振り返ってみますと、柏崎市の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、これまでも一貫して、相互依存できる「地域づくり」を志向してきており、この精神は、第四次の計画に位置づけられた各種の取組にも通底しています。

この計画の基本理念である「思いやりと支え合いのまち みんなでつくろう柏崎」の実現に向け、皆様方からこれまで以上の温かい御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会会長 **本間 厚幸**



# 1 計画策定の趣旨

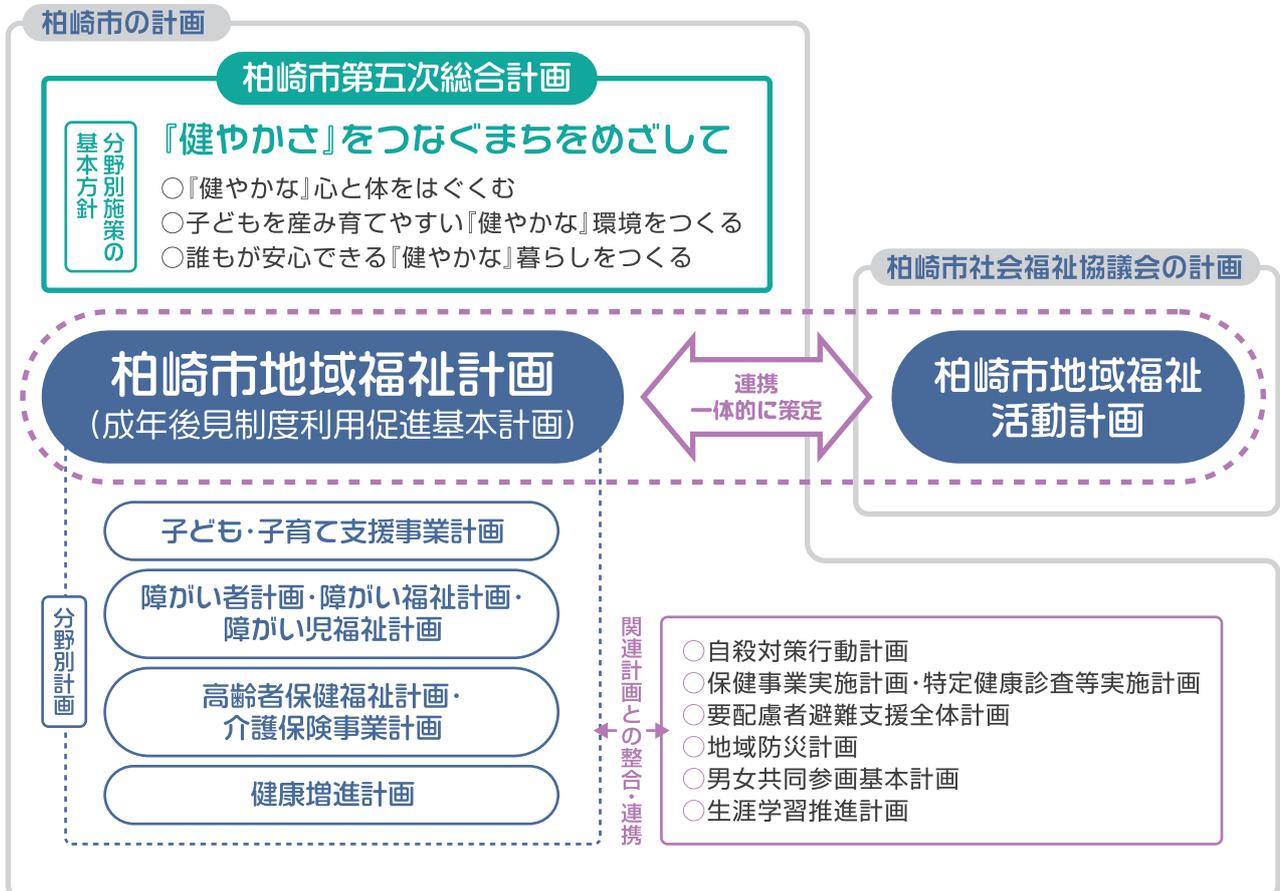
柏崎市(以下「本市」という。)及び柏崎市社会福祉協議会では、平成29(2017)年3月に「第三次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」を策定し、各種施策・地域福祉活動を展開し、社会福祉の増進に努めてきました。「第三次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」が令和3(2021)年度で最終年度となることから、社会情勢の変化や本市の実情を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った内容で更なる地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行い、「第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

# 2 各計画の位置づけ

本計画は、本市の「柏崎市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画が共通して取り組む事項等を一体的に定め、その他の関連計画とも整合や連携を図りながら、分野別計画を横断的につなげていく、保健・福祉に関する総合的な計画として地域福祉の理念や仕組みをつくるもので、本市の地域福祉推進の指針として位置づけます。

また、本計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

## 柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画の位置づけ



#### 基本理念

# 思いやりと支え合いのまち みんなでつくろう柏崎

#### 基本目標1

### 思いやる心を育むまちづくり

高齢者や障がいのある人、子どもや子育て中の人をはじめ、私たちの周りの人たちへ関心を持ち、相手への理解を深め、人を思いやる心を育むことに取り組みます。また、そうした活動を通じて、地域で活躍する人材の育成につなげます。



#### 基本目標2

### 地域で支え合えるまちづくり

一人一人が地域に関心を持ち、地域活動への参加意欲を高められるように取り組みます。また、地域に関わる多様な主体が連携し、協力し合う体制を整え、地域全体で支え合う力を高めます。



#### 基本目標3

### 健康でいきいき暮らすまちづくり

一人一人の健康への意識を醸成し、健康づくり活動の活性化に取り組めます。また、ふれあいや交流ができる場や機会を広げ、楽しみや生きがいを感じながら生活できる環境づくりに取り組めます。



#### 基本目標4

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり

医療や子育て環境の充実や外出支援の取組など、暮らしやすい環境の整備に取り組めます。また、災害時の不安の解消、防犯・交通安全対策などに取り組めます。支え合いや見守りの輪を広げるとともに、充実した相談支援体制の整備や全ての人の権利を継続して守り、地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組めます。



## 4 計画の体系

### 基本理念

思いやりと助けあいのまち  
みんなのこころの柏崎

### 基本目標

1 思いやる心を育む  
まちづくり

(1) 思いやりの心を広げる

(2) 人を思いやれる  
子どもを育てる

(3) 福祉の担い手を育てる

2 地域で支え合える  
まちづくり

(1) 適切な情報提供や  
発信をする

(2) 誰もが主体的に参加  
できる地域活動を進める

3 健康でいきいき  
暮らし  
まちづくり

(1) 健康づくりの意識を持ち、  
実践する

(2) 集いの場を広める

(3) 生きがいを持って活動する

4 誰もが安心して  
暮らせる  
まちづくり

(1) 暮らしやすい環境を  
整備する

(2) 防災・防犯力の強化を  
推進する

(3) 支え合い・見守りの  
輪を広げる

(4) 相談できる環境の  
充実を図る

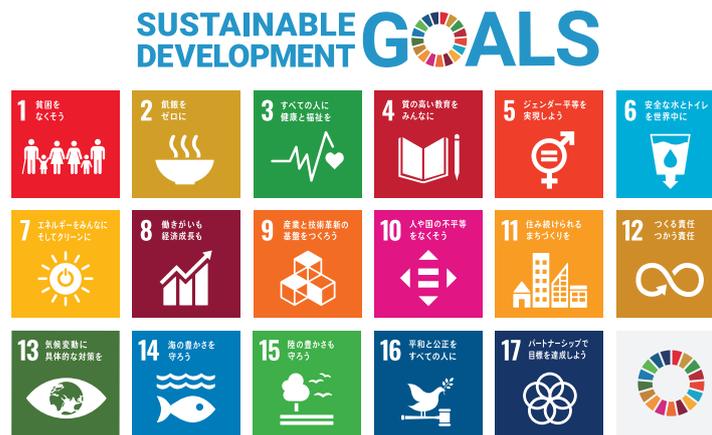
(5) 権利を守る

### 行動目標

## SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、令和12(2030)年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成された国際社会共通の目標です。

### 持続可能な世界を実現するための17の目標とその内容



資料：国際連合広報センター

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



1 貧困をなくそう

#### 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに

#### 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3 すべての人に健康と福祉を

#### すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4 質の高い教育をみんなに

#### 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

#### ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



8 働きがいも経済成長も

#### 働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



10 人や国の不平等をなくそう

#### 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

#### 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



16 平和と公正をすべての人に

#### 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

#### パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

## 5 計画の展開

### 基本 目標 1

## 思いやる心を育む まちづくり



### 行動目標(1) 思いやりの心を広げる

高齢者や障がいのある人などへの理解を深めるとともに、お互いを思いやる気持ちを持つことができるように、地域での福祉意識の醸成に向けて取り組みます。

#### 市の取組

- 子どもたちの健やかな育ちを支える地域づくりに取り組みます。
- 高齢者や障がいのある人などへの理解を促すため、研修や啓発に取り組みます。
- 人の力でバリア(障壁)を取り除く、心のバリアフリーを推進します。

#### 社会福祉協議会の取組

- ソーシャルインクルージョンの考え方について、情報発信や普及啓発に取り組みます。
- 子どもの貧困問題の支援などにつなげるための情報発信に取り組みます。
- 町内会や職場などでの出前講座の開催や各種支援制度の普及啓発に努めます。

#### 個人の取組

- 身近な福祉に関心を持ち、周囲の人と話し合しましょう。
- 相手を理解し、自分に手助けできないか考えてみましょう。
- 高齢者、障がいのある人など、支援が必要な人がいることを理解しましょう。

#### 地域・団体の取組

- それぞれの活動を通じ、福祉への関心を地域に広げましょう。
- 福祉教育を積極的に取り入れましょう。
- 高齢者や障がいのある人に配慮したサービスの提供に努めましょう。

### 行動目標(2) 人を思いやれる子どもを育てる

子どもの頃から福祉の大切さを学び、地域と連携した活動への参加を通して、お互いを思いやる気持ちを育み、地域福祉に関する理解や関心を高めていけるよう取り組みます。

#### 市の取組

- 子どもの社会性・人間性を育む体験活動や交流活動を推進します。
- 子どもの安心・安全な生活の場を確保します。
- 親や地域の養育力向上を図るため、子育てに関する講座や講演会を開催します。

#### 社会福祉協議会の取組

- 地域の社会資源を活用した福祉教育推進プログラムを企画し、学校などでの活用を促します。
- 子どもを対象としたボランティア体験の機会を提供します。
- こども食堂の立ち上げや継続を支援します。

#### 個人の取組

- 子どもたちの健全育成のために、地域で見守りましょう。
- 子どもたちのためにできることはないか考えてみましょう。
- 社会のルールを守り、子どもの手本になりましょう。

#### 地域・団体の取組

- 地域の伝統行事をはじめ、世代を超えて交流できるイベントの開催に努めましょう。
- 子どもが福祉について学び、高齢者や障がいのある人と交流する場の提供に努めましょう。

## 行動目標(3)福祉の担い手を育てる

福祉意識の醸成を地域での福祉活動につなげていくとともに、地域福祉に関わる人材育成を進めていくことで、地域福祉の体制の整備・充実に向けて取り組みます。

### 市の取組

- 認知症サポーターなど支え合いの担い手となる人材を育成します。
- ジュニアリーダー養成研修などを通じて地域で活躍できる人材を育成します。
- 地域防犯リーダーや防災活動を支える人材の育成に努めます。
- 医療・福祉・介護分野の人材の確保や育成支援に努めます。

### 社会福祉協議会の取組

- 介護職の魅力や障がいのある人の生活などを、専門職や当事者が直接伝える授業等を実施します。
- ボランティア育成に向けた各種講座の企画と開催を進めます。
- 除雪ボランティアによる活動を支援し、活性化につなげます。
- 企業ボランティアの活動支援を行います。

### 個人の取組

- 自分の持つ知識や技術を生かし、社会貢献に努めましょう。
- できる範囲で、地域活動に参加しましょう。
- 人を励まし、笑顔にする方法を考え、実践してみましょう。

### 地域・団体の取組

- 企業や団体は、職員が地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整え、参加を促しましょう。
- 若い世代などに対し、地域活動への参加意識の醸成を図り、積極的なPRを行いましょう。

## 基本 目標 2

## 地域で支え合えるまちづくり



## 行動目標(1)適切な情報提供や発信をする

福祉サービスなどの制度に関する情報だけでなく、住民同士が支え合うために必要な情報など、地域福祉に関する情報を適切に分かりやすく提供していくように取り組みます。

### 市の取組

- 地域の課題や取組を発信し、地域間で共有できるよう支援します。
- 多様な媒体を活用した情報発信により、必要としている人に情報が届くよう努めます。
- 点訳や音訳版の広報誌を作成し、障がいのある人の生活を支援します。

### 社会福祉協議会の取組

- 福祉サービスや社会資源の迅速かつ確かな情報収集と提供を行います。
- 総合福祉センターに様々なチラシやパンフレットを備え、福祉に関する情報ステーションとしての役割を発揮します。

### 個人の取組

- 入手した情報を人に伝えたり、代わりに調べたりして、情報を得にくい人の手助けをしましょう。
- 回覧板などを利用して、地域内での情報発信や情報共有に努めましょう。
- 市などが発信する情報に関心を持ち、情報収集に努めましょう。

### 地域・団体の取組

- 他の団体と情報を共有し、課題解決に向けて連携して取り組みましょう。
- 住民同士で声を掛け合う関係づくりに努めましょう。
- 広報や回覧板以外の発信方法も検討し、いろいろな方法で情報発信に努めましょう。

## 行動目標(2) 誰もが主体的に参加できる地域活動を進める

地域に関わる誰もが、自分の特徴やできることを生かして、積極的に地域での支え合いや助け合いの活動に参加できるよう取り組みます。

### 市の取組

- 認知症高齢者などが、地域で安心・安全な生活を送れるように、見守り支援体制を構築します。
- 手話、要約筆記、点訳、音訳のできる人材を育成し、障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。

### 社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がいのある人などが地域活動に参加できる場や機会の拡大を進めます。
- ボランティアや福祉活動への若者の参加を促すため、情報発信の工夫などに取り組みます。
- 気軽にボランティア活動に参加できるように、ライフステージに沿ったボランティアの機会を提供します。
- 高齢者や障がいのある人が自らの体験や思いを伝える場や機会の設置に取り組みます。

### 個人の取組

- 地域の活動や行事について調べ、気軽に参加してみましょう。
- 地域で支え合うためにできることを考えてみましょう。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動を理解し、できる範囲で協力しましょう。

### 地域・団体の取組

- 地域コミュニティなどは、楽しく参加しやすい行事の企画と、参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- 働くことや地域活動に参加することが生きがいにつながることを地域住民に啓発し、参加しやすいように取り組みましょう。

## 基本目標 3

# 健康でいきいき暮らすまちづくり



## 行動目標(1) 健康づくりの意識を持ち、実践する

健康意識の醸成や参加しやすい健康づくり活動等を進め、自分の健康は自分で守れる環境づくりに取り組みます。

### 市の取組

- 健康意識の醸成や、関係機関と連携した健康増進活動に取り組みます。
- 各種健診の実施と受診率向上に努めます。
- 感染症の予防や重症化防止に取り組みます。
- 母子の健康管理と健康づくりを支援します。
- 介護予防と普及啓発に取り組みます。
- 障がいのある人が生きがいを感じられるよう、交流の機会の充実などに取り組みます。

### 社会福祉協議会の取組

- ふれあいサロンなどの健康づくり・集いの場づくりを支援します。
- ふれあいサロンや地域の講座などで介護予防や健康づくりなどのプログラムを、継続して開催していただけるように運営の支援を行います。

### 個人の取組

- 定期健診を受診し、生活習慣を見直しましょう。
- 自分に合った運動習慣やストレスへの対処法を身につけましょう。
- 親しい人の変化に気付いたら、早めに相談しましょう。
- 子どもに正しい生活習慣を伝えましょう。

### 地域・団体の取組

- 地域コミュニティや町内会などは、標語づくりやニュースポーツの普及など様々な健康づくり事業に積極的に取り組みましょう。
- 企業や団体は、定期健診の実施や受診後のフォロー、健康づくりの意識向上に努めましょう。

## 行動目標(2)集いの場を広める

住民が地域の課題を共有できるように、誰もが気軽に交流できる場づくりや、支援を必要とする人が集い相談できる場づくりに取り組みます。

### 市の取組

- 保護者や子どもが交流できる場を提供し、子育ての不安の軽減を図ります。
- 地域が主体となって行う高齢者の交流の場の運営等を支援します。
- ひきこもりの人の居場所の提供や、家族の孤立防止に努めます。

### 社会福祉協議会の取組

- ボランティア団体や福祉団体のネットワークづくりに向け、活動の周知や、ボランティア同士の交流の場づくりに取り組みます。
- ふれあいサロンの運営支援を行います。
- フリースペース「ぶらっと」を定期開催し、ひきこもりの人などの居場所づくりや、就労体験の機会の提供に取り組みます。

### 個人の取組

- あいさつや声掛けにより、地域の中で、顔見知りの関係を広げましょう。
- 地域のイベントや行事に積極的に参加して様々な世代の人と交流しましょう。

### 地域・団体の取組

- 社会福祉協議会などと連携し、ふれあいサロンなどの気軽集える場づくりに努めましょう。
- 地域コミュニティや町内会は、住民同士が顔見知りの関係を築けるよう、交流イベントなどを開催しましょう。

## 行動目標(3)生きがいを持って活動する

互いに支え合いながら暮らしていくことができるよう、生きがいや役割を持ち、自分らしく活躍できる機会の確保や環境づくりに取り組みます。

### 市の取組

- 高齢者の交流の場の提供や、地域活動を行う高齢者組織などへの支援を行います。
- 高齢者の知識や経験、能力を活用した生きがいづくりへの支援を行います。
- 多様な学習機会の提供と生涯学習活動を行う団体への支援を行います。
- 障がいのある人の社会参加や自立支援に向けた支援や訓練を行います。

### 社会福祉協議会の取組

- 行政や企業、団体などとの連携を強化し、障がいのある人等の就労を支援します。
- 誰もが地域に貢献できる環境づくりを進めます。
- 生活困窮者や孤立している人の把握に努め、自立に向けた支援を行います。
- ボランティア講座や活動事例の紹介などを進め、ボランティアや地域活動に参加しやすくなるよう支援します。
- 長年ボランティア活動等に携わった個人や団体を表彰し、功績をたたえます。

### 個人の取組

- 興味のある地域活動や社会活動に、積極的に参加しましょう。
- 趣味を持ち、学ぶ喜びや楽しみを見出せるよう取り組みましょう。
- 新しいことに挑戦し、楽しさを経験しましょう。
- 自分にできることを考え、前向きに行動しましょう。

### 地域・団体の取組

- 地域の伝統行事、趣味やスポーツなどの活動を展開し、住民が生きがいを感じられる場づくりに取り組みましょう。
- 地域コミュニティは、身近なところで参加できるサークル活動などへの支援を行いましょう。



## 行動目標(1)暮らしやすい環境を整備する

移動手段の確保、外出のしやすい環境や安心して生活できる住環境の整備など、人にやさしく、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

### 市の取組

- 高齢者や障がいのある人等の外出支援や、交通手段の確保に努めます。
- 医師や医療従事者を確保し、安心して適切な医療を受けられる環境づくりに取り組みます。
- 高齢者や障がいのある人が安心した生活を送ることができ、介助者の負担を軽減できる住環境の整備を支援します。
- 単身の高齢者や障がいのある人の日常生活の不安解消や、緊急時の対応支援に取り組みます。

### 社会福祉協議会の取組

- 地域コミュニティや町内会、ボランティア団体、民生委員、企業などと地域課題を共有し、ネットワークの構築・強化を図り、課題解決に取り組みます。
- 長期間、病院や施設に入院(所)していた障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。
- バリアフリーやユニバーサルデザインなどの誰もが暮らしやすい環境づくりについての啓発活動に取り組みます。

### 個人の取組

- 困っている人に声を掛け、お互いに思いやり、誰もが暮らしやすいまちにしましょう。
- 高齢者や障がいのある人が、どんな点に不便を感じるか考えてみましょう。

### 地域・団体の取組

- 高齢者や障がいのある人の支援を行う団体等は、福祉有償運送などに取り組みましょう。
- 買い物やゴミ出しなどが困難な世帯には隣近所で声を掛け合い、助け合いましょう。
- 道路や公園などの公共スペースの環境美化に取り組みましょう。

## 行動目標(2)防災・防犯力の強化を推進する

住民を災害や犯罪等から守り、安心して暮らせるよう、防災・防犯意識の高揚を図ります。また、平時から地域における防災対策や防犯活動などにつなげられるように取り組みます。

### 市の取組

- 避難行動要支援者名簿の作成や、関係機関との情報共有を図ります。
- 自主防災組織の育成や強化、人材の育成と活用により、地域防災力の向上を図ります。
- 地域一体となった防犯まちづくりを進めます。
- 防犯灯の設置などに対する支援を行います。

### 社会福祉協議会の取組

- 災害時の安否確認や避難の円滑な実施を支援します。
- 災害ボランティアセンターの立ち上げに備え、関係機関との連携や職員の資質向上、住民の防災意識の啓発などに取り組みます。

### 個人の取組

- 身近に情報を得にくい人がいたら、代わりに調べて情報を伝えるなど手助けをしましょう。
- 日頃から、近隣の人と交流し、いざというときに助け合える関係を築きましょう。
- 家庭などで防犯教育を行いましょう。
- 家族と避難場所、経路を確認し、緊急時の対応について話し合っておきましょう。
- 防災訓練や学習会などに参加しましょう。

### 地域・団体の取組

- 市や社会福祉協議会などと連携し、避難方法や避難支援について情報を共有しましょう。
- 地域のイベント等を行う際に、楽しみながら、防災意識を高める工夫をしましょう。
- 地域コミュニティや町内会は、避難場所や避難経路を住民に周知しましょう。
- 災害に備え、自主防災組織の活動を強化しましょう。

## 行動目標(3) 支え合い・見守りの輪を広げる

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、各地域の実情に応じた支え合いや見守り等の体制の整備・充実に取り組みます。

### 市の取組

- 地域の実情に応じた支え合いの体制づくりに取り組みます。
- 除雪が困難な世帯に対する支援や、地域で支え合う体制づくりに取り組みます。
- 認知症高齢者等が地域で安心・安全な生活を送れるよう支援します。
- 高齢者や障がいのある人の日常生活を支援するため、各種福祉サービスを提供します。
- ひとり親家庭の親に対する就業の促進と生活の自立に向けた支援を行います。
- 親や地域の養育力向上に取り組みます。

### 社会福祉協議会の取組

- 日常生活圏域単位での地域福祉活動を協議する場づくりに取り組みます。
- 除雪支援のためのネットワークづくりと除雪ボランティアの紹介を行います。
- 地域課題の把握や住民との情報共有、課題の解決に向けた体制づくりを支援します。
- 住民が主体となって進めるふれあいサロンや食事サービスなどの立ち上げや運営を支援します。

### 個人の取組

- 近所の人とのあいさつや付き合いが、支え合いの意識につながることを心がけましょう。
- お互い様の意識を持ち、積極的に声を掛けましょう。
- 地域での気付き、支え合いや見守りの大切さを認識しましょう。
- 高齢者や障がいのある人を地域や隣近所で気軽に手助けできるように取り組みましょう。

### 地域・団体の取組

- 関係者が集まり、地域の福祉課題を話し合う場をつくりましょう。
- 住民同士の助け合いの意識を醸成するための、あいさつ運動や交流会などを行いましょ。
- 企業や団体などは、地域のイベント等に積極的に参加し、つながりづくりを進めましょう。
- 町内会や地域コミュニティは、民生委員・児童委員と協力し、地域の支え合い・見守りの体制を維持できるよう取り組みましょう。

## 行動目標(4) 相談できる環境の充実を図る

地域での生活課題の多様化に対応できるように、安心して気軽に相談できる環境の整備や相談体制の充実に取り組みます。

### 市の取組

- 地域における自殺対策を推進します。
- 子どもや保護者、妊産婦が円滑に支援を受けられるよう取り組みます。
- こころの健康増進やひきこもり支援など相談しやすい環境づくりと窓口の充実を図ります。
- 介護、福祉、医療、権利擁護など多様な相談に、関係機関が連携し包括的に支援します。
- 家庭環境など個々の状況に応じた支援を行います。
- 親子の交流や、子育ての情報提供・助言などを通じた子育て不安の軽減を図ります。
- 不登校の児童・生徒とその保護者に対する支援を行います。
- 発達に不安を抱える乳幼児の早期発見やきめ細かい相談支援を行います。
- DV被害者を含む女性の生活福祉に関する相談支援、自立支援に取り組みます。

### 社会福祉協議会の取組

- 法的支援を要するケースに対し弁護士や裁判所をはじめとする司法との連携を強化して取り組みます。
- 誰もが気軽に相談できるふれあい総合相談所の周知と充実に努めます。
- 複合的な課題を抱えている場合にワンストップで適切な相談機関につなぐため、職員や相談員の資質向上と、関係機関との情報共有に取り組みます。
- 市民後見人や法人後見に取り組む団体等を育成し、受け皿づくりを行います。
- 不安や困りごとを一人で抱え込まないよう、早めの気付きや相談、声掛けにつなげるための市民向けの講演会の実施や、身近な相談窓口の活用を周知します。

### 個人の取組

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人がいれば、気に掛け、声を掛けましょう。
- 近所の人と日常的に付き合い、不安や悩みを相談できる人間関係を築きましょう。
- 家族や自分の悩みは一人で抱え込まず、近所の人や友人に相談しましょう。
- 困っている人や悩みを抱える人の相談に乗り、必要に応じて行政などの相談窓口を紹介しましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの身近な相談窓口を確認しておきましょう。

### 地域・団体の取組

- 支援が必要な人に対しては、各種相談窓口を紹介するなど、公的支援制度の利用につながるよう支援しましょう。
- 高齢者や障がいのある人、生活困窮者などの生活に困難を抱える住民の早期把握に努め、各種相談窓口を把握して情報を広めましょう。

## 行動目標(5) 権利を守る

全ての人の権利が守られ、地域で自分らしく暮らせるよう、権利擁護に関する取組の推進を図るとともに、高齢者や障がいのある人、子どもの虐待防止対策に取り組みます。

### 市の取組

- 虐待防止、人権擁護のために相談支援や啓発に取り組むとともに、適切な対応を行えるよう関係機関との連携強化を図ります。
- 権利擁護支援センターを設置し、地域連携ネットワークの整備を進めます。
- 講演会等を通じて、子どもの虐待防止や早期発見・早期対応につなげ、子どもの人権擁護と健全育成を図ります。

### 社会福祉協議会の取組

- 高齢者や障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護、関係機関との連携を強化します。
- 高齢者や障がいのある人の財産管理や、保護者亡き後の生活を支援するため、市民後見人の養成と活動しやすい環境の整備に取り組みます。

### 個人の取組

- 互いの人権を尊重し、理解し合いましょう。
- 認知症や障がいについて理解を深めましょう。
- 虐待に気付いたら、関係機関に通報したり、相談したりしましょう。
- 権利を守るための制度を理解し、必要に応じて相談しましょう。

### 地域・団体の取組

- 地域における見守りネットワークづくりを進め、虐待等の対応(通報、相談)を周知しましょう。
- 人権に関する学習会等を行い、互いを尊重する心を育みましょう。
- 認知症や障がいなどへの正しい知識と理解を得られるよう、認知症サポーター養成講座等の研修会を開催しましょう。
- 権利を守るための制度について情報発信しましょう。



## 6 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 基本計画策定の趣旨

成年後見制度利用促進基本計画は、本市に住む高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施していくため策定するものです。

### 2 計画の目指す方向性

認知症や知的障がい、精神障がい等のある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

### 3 成年後見制度の利用の促進に向けた施策

#### (1) 中核機関、チーム、協議会の体制整備と運営方針

柏崎市社会福祉協議会を中核機関とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。

#### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能

国の基本計画にのっとり、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき、以下の4項目の具体的な機能の段階的・計画的な整備の方針を検討していくとともに、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行います。

① 広報機能	成年後見制度の重要性や制度の活用についての周知啓発を関係機関が連携しながら行っていきます。
② 相談機能	中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。また、関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
③ 成年後見制度利用促進機能	専門職後見人候補者の推薦や市民後見人の受任調整(マッチング)、親族後見人に対する受任支援などを行い、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう連携を行います。また、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活動支援を行います。
④ 後見人支援機能	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要なケースについて、専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。また、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

## 7 計画の推進に向けて

地域福祉の取組を効果的に推進していくためには、市と社会福祉協議会が緊密に連携していくとともに、住民やボランティア、NPO、地域コミュニティ、企業などの関係団体が連携、協力して、地域の課題に取り組んでいくことが大切です。このため、こうした多様な主体間の連携・協働による効果的な地域福祉の推進に努めていきます。

また、本計画の着実な推進に向け、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用しながら、本計画の進捗状況などの総合的な把握を行います。

### PDCAサイクルのイメージ





思いやりと支え合いのまち  
みんなでつくろう柏崎



## 第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画 (柏崎市成年後見制度利用促進基本計画)

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

### 概要版

発行：柏崎市  
(福)柏崎市社会福祉協議会  
発行年月：令和4(2022)年3月

#### 柏崎市福祉保健部福祉課

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号  
電話番号：0257-23-5111(代表)  
FAX：0257-21-1315  
e-mail:fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp

#### 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 新潟県柏崎市豊町3番59号  
電話番号：0257-22-1411  
FAX：0257-22-1441  
e-mail:ks-14@syakyou.jp